

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ (国民健康保険・後期高齢者医療関係)

新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少するなどの影響を受けた場合に、減免等の制度があります。減免等を受けるには、申請が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

◎保険税等の減免【国民健康保険・後期高齢者医療】

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯の方の保険税等を減免します。

○対象となる世帯及び減免額

- 1 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 全部
- 2 主たる生計維持者の事業収入等(専業収入・不動産収入・山林収入・給与収入)の減少が見込まれる世帯のうち、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯の方
 - (1)事業収入等のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込であること
 - (2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - (3)減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること⇒保険税等の額に所定の計算を加えた「対象額」の全部、または一部(減免割合は合計所得金額により異なります)

○対象となる国民健康保険税、及び後期高齢者医療保険料

納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの

※7月中旬に送付される納税通知等が届いてからの受付になります。

※新型コロナウイルス感染症以外の理由で所得が減少した方に対する減免制度もございますので、該当すると思われる方はお問い合わせください。

◎傷病手当金の支給【国民健康保険・後期高齢者医療】

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで就労できず、給与等の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

◎徴収猶予の特例制度【国民健康保険】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業等に係る収入に相当の減少があった方は、担保不要で、延滞金もかかることなく、1年間の猶予を受けることができます。

○対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ一時に納付し、または納入を行うことが困難な方

○対象となる国民健康保険税

納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までのもの
(保険税の減免対象時期と異なりますのでご注意ください。)

問合先

◎保険税等の減免、傷病手当金の支給に関すること 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555

◎徴収猶予の特例制度に関すること 収納課 ☎444・0413 FAX441・8330